

フォルシア株式会社

定 款

(令和7年5月28日改正)

# フォルシア株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当会社は、フォルシア株式会社と称し、英文では FORCIA, Inc. と表示する。

### 第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業に対する経営、マーケティング、広告、商品企画、商品開発、市場調査、システム開発のコンサルティング
2. 消費者に対する商品やサービスに関する情報提供及びコンサルティング
3. 情報提供サービス及び情報処理サービス
4. コンピューター・ソフトウェアの開発、販売、販売仲介
5. コンピューター・ハードウェアの開発、製造、レンタル、リース、販売、販売仲介
6. 書籍、雑誌、ビデオ、コンパクトディスク等の情報伝達媒体の編集、出版、発行、販売、販売仲介
7. インターネットにおける商品の展示、販売、販売仲介
8. 広告代理
9. 金銭精算事務の代行
10. 外国為替取引
11. 投資業
12. 前記各号に付帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条 (公 告)

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

#### 第5条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第2章 株式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は400万株とする。

#### 第7条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

#### 第8条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

## 第 10 条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株 主 総 会

### 第 11 条 (株主総会の招集)

1. 定時株主総会は、毎事業年度の終了の日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
2. 株主総会は、東京都区内で開催する。ただし、東京都区内において開催することが困難と認められるときは、他の地域を開催地とすることがある。

### 第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

### 第 13 条 (株主総会の招集権者及び議長)

1. 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役社長に事故がある場合には、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第 14 条 (株主総会の決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、会社法第 309 条 2 項に掲げる事項については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の 3 分の 2 に当たる多数をもって決する。

## 第 15 条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

## 第 16 条 (電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

### 第 17 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は 10 名以内とする。

### 第 18 条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第 19 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株

主総会の終結の時までとする。

#### 第 20 条 (代表取締役及び役付取締役)

1. 当会社は、取締役会の決議により、1名以上の代表取締役を定める。
2. 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長 1 名を定めることができる。社長は、当会社の業務を統括する。
3. 当会社は、必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から常務その他役付取締役を定めることができる。

#### 第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長)

1. 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役社長に事故がある場合には、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長を務める。

#### 第 22 条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

#### 第 23 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第 24 条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案

を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 25 条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第 26 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議で定める。

#### 第 27 条 (取締役の責任免除)

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、当該責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第 28 条 (執行役員)

1. 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。
2. 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

### 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 29 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は 5 名以内とする。

### 第 30 条 (監査役の選任)

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 31 条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

### 第 32 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### 第 33 条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

### 第 34 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 第 35 条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定

める監査役会規則による。

#### 第 36 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議で定める。

#### 第 37 条 (監査役の責任免除)

1. 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、会社法 423 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、当該責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 6 章 会計監査人

#### 第 38 条 (会計監査人の選任)

1. 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
2. 会計監査人の選任決議は、出席をした株主の議決権の過半数をもって行う。

#### 第 39 条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 40 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第41条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までの年1期とする。

### 第42条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第43条 (剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第44条 (配当金等の除斥期間)

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 附則

### 第1条

1. 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
2. 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるものほ

か、取締役会において定める株式取扱規程による。

3. 本条は、2025年8月31日をもってこれを削除する。

## 第2条

1. 第19条の規定にかかわらず、2024年8月30日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 本条は、当該期日経過後、これを削除する。